

特定自主検査を確実にを行い、
発見された不良箇所は
登録サービス会社で正しく整備しましょう。

「安心」と「安全」は 「コンクリートポンプ車整備証明制度」で

コンクリートポンプ車の労働災害事故を撲滅し、安心して使っていただけるように
するため、日本建設機械工業会が実施する「コンクリートポンプ車整備証明制度」
をご紹介します。

まず、法的に定められた定期自主検査を励行することが大切です。

機械不良の早期発見と、適正な早期整備が安全の第一歩です。

労働安全衛生法では日常の作業開始前点検や月ごとの月次検査、1年以内ごとの特定自主検査を行うことが定められています。

本制度はこれらの点検・検査結果で発見された不良に対して適用されます。



**発見された不良箇所は
「整備証明業務実施者」(登録サービス会社)
で適切な整備を行ってください。**

登録サービス会社では日本建設機械工業会が認定した高い技能を持った「コンクリートポンプ車認定整備士」が整備を行います。



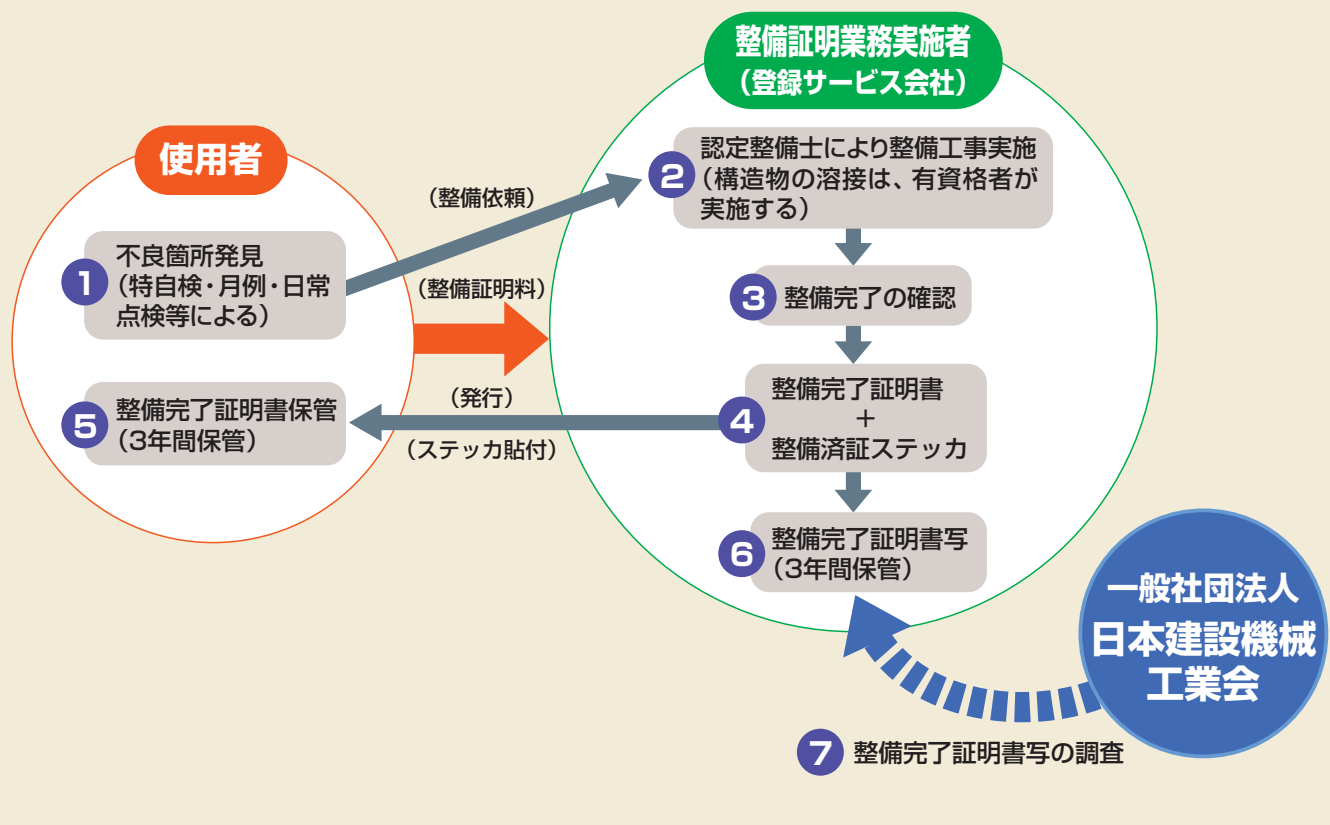
**登録サービス会社により
整備が完了したコンクリートポンプ車に対しては
「整備完了証明書」の発行と
「整備済証(ステッカ)」を*貼り付けます。**

*有効年月欄には、特定自主検査の有効期限を表示しています。



整備済証 (ステッカ)

■整備証明業務実施の流れ■



一般社団法人日本建設機械工業会

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 2階
TEL03-5405-2288 / FAX03-5405-2280
URL: <http://www.cema.or.jp>

コンクリートポンプ部会

株式会社加藤製作所
極東開発工業株式会社
株式会社シンテック
株式会社大一テクノ
日工株式会社
ブツマイスタージャパン株式会社